

第四章 独立行政法人自動車技術総合機構関係

プレスリリース

令和7年7月23日



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

－ 審査事務規程の一部改正について（第64次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和7年7月31日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - クラッチの操作を要しない機構がとられている自動車のうち専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車には、当該自動車の直前又は直後にある障害物との衝突を防止し、又は当該障害物との衝突による被害を軽減できるものとして、UN R175に規定された要件に適合するペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えなければならないことを規定します。[6-10の2、7-10の2、8-10の2]
 - 自動車の運転者席に視界内表示投影装置を備える場合には、運転に必要な視野を確保し、かつ、運転操作を妨げないものとして、UN R176に規定された要件に適合しなければならないことを規定します。[6-41、7-41、8-41]
 - 農耕トラクタの運転者席及びこれと並列の座席には座席ベルトを備えなければならないことを規定します。[6-44、7-44]
 - 大型特殊自動車に備える灯火器、反射器及び後写鏡にあっては、運行時に取付けが必要である旨を運転者が運転者席において容易に識別できるように表示すること等を条件として、脱着式とすることができることを規定します。[6-106他]
2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

－ 審査事務規程の一部改正について（第 66 次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 7 年 9 月 30 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 走行距離計の精度要件が規定されたことに伴い、走行距離計の精度に関する審査方法等を規定します。[6-110、7-110、8-110]
 - 国土交通省において、適用時期を統合することとされたことに伴い、適用関係の整理に係る規定を改正します。[6-9 他]
2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先
〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課
電話 03-5363-3441（代表）
FAX 03-5363-3347

－ 審査事務規程の一部改正について（第 68 次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 8 年 1 月 5 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - OBD 検査の対象装置について、令和 8 年 9 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車又は多仕様自動車に順次追加される以下の装置が新たに加えられることに伴い、当該装置に係る特定 DTC が記録されていた場合保安基準に適合しない旨規定します。[1-3、9-13]
 - 車線逸脱警報装置
 - 側方衝突警報装置
 - ペダル踏み間違い時加速抑制装置
2. 国土交通省から「完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて（依命通達）」（令和 7 年 12 月 12 日付け国自整第 181 号）が発出されたことに伴い審査の実施方法を規定します。[4-7]
3. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

－ 審査事務規程の一部改正について（第 72 次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 8 年 4 月 1 日（一部の規定は令和 8 年 10 月 1 日）から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 乗車定員 10 人未満の乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車には、協定規則第 178 号の技術的要件に適合する緊急車線維持装置を備えなければならないこととされたことに伴い、審査方法等を規定します。[6-13 の 2 他]
 - その他、細目告示等の改正に応じた所要の改正を行います。
2. 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 58 条の 3 及びこれに基づく告示等の制定に伴う改正 [4-26 他]

米国で製作された自動車のうち告示で定めるものについて、国土交通大臣の認定を受けた場合には、保安基準及びこれに基づく告示であって当該自動車ごとに指定されたものに適合するものとみなすこととされたことに伴い、当該自動車の審査方法等を規定します。
3. 改造自動車届出制度の見直し [4-13 他]

同一型式内に設定されている装置や一般に流通している自動車部品を用いた改造であって一定の条件を満たすものについては、一定の安全性が確保されているものとして改造自動車の届出対象から除外し、審査方法を「事前書面審査＋現車審査」から「現車審査のみ」に移行します。

また、改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合しオンライン届出を可能とする等、届出手続きの効率化を図ります。
4. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347

改造自動車届出制度の見直しについて

改造自動車届出制度に関し次のとおり取扱いを見直し、**令和8年10月1日から**適用することとしましたのでお知らせします。

○同一型式内に設定されている装置や一般に流通している自動車部品を用いた改造であって一定の条件を満たすものについては、一定の安全性が確保されているものとして改造自動車の届出対象から除外し、**審査方法を「事前書面審査＋現車審査」から「現車審査のみ」に移行します。**

○**改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合しオンライン届出を可能とする等、届出手続きの効率化を図ります。**

改造自動車の届出対象の見直し

次に該当する改造は、改造自動車の届出対象から除外します。

- ◆指定自動車等の改造であって、同一の型式（OEM車等を含む。）内に設定されている装置（許容限度が明確な自動車にあっては許容限度が当該自動車と同一又は大きい類別区分番号に設定されているものに限る。）を、取付方法等を変更することなく用いたもの〔動力伝達装置、走行装置、緩衝装置又は連結装置の改造に限る。〕
- ◆乗車定員が9人以下の乗用自動車又は車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車の改造であって、自動車の製作を業とする者、自動車の装置の製作を業とする者又は自動車部品の製作を業とする者により製作された一般に流通している自動車部品を、取付方法等を変更することなく用いたもの〔緩衝装置の改造に限る。〕

新規検査等届出制度との統合

改造自動車届出制度を新規検査等届出制度に統合し、改造自動車の審査についても新規検査等書面審査要領により実施します。

また、これに伴い、届出書等の提出先を当該改造自動車の新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等（代表届出の場合にあっては地方検査部又は沖縄事務所）とするとともに、改造自動車審査結果通知書の交付を廃止します。

新規検査等書面審査要領



改造自動車審査要領

新規検査等書面審査要領

改正後は改造自動車の審査についても
新規検査等書面審査要領により実施

※ 詳細については、当機構のWebサイトに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」をご参照ください。

令和8年8月1日より、 「ロービーム計測」に移行します ～ヘッドライトテストを用いた前照灯検査について～

平成10年9月1日以降に製作された自動車※¹のヘッドライトの検査は、令和6年8月1日以降、全車ロービーム計測に移行する予定でしたが、周知期間中にいただいた様々なご意見を踏まえ、移行する期限を令和8年8月1日に延期していたところです。

今般、過渡期において地域ごとに円滑な移行に向けた取り組みを実施し、準備等が整ったことから、令和8年8月1日より、全車ロービーム計測に移行しますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

※1：二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除きます。

【ロービーム計測の必要性について】

夜間走行しているとき、対向車やバックミラーに映るヘッドライトがまぶしく感じることはありませんか？また、暗くて不安を感じることはありませんか？

ヘッドライトの照射光線は走行時の振動等によりズれていくものですので、適切に点検・整備・調整をして性能を維持し続けしないと、その照射光線が他の交通を妨げてしまったり、自己の運転に支障をきたすことになります。

このため、国際的にロービームを計測している状況も踏まえ、日本においても導入しています。



対向車のまぶしいロービーム



バックミラーに映るまぶしいロービーム

※ 裏面もご確認ください。

ヘッドライトの 効果的な整備や修理について

平成10年9月1日以降に製作された自動車^{※1}の車検時には、夜間走行時に使用頻度の高いロービームが基準を満たしているかどうかを、ヘッドライトテストを用いて検査しているところです。

自動車のヘッドライトは樹脂製が主流であり、使用期間の経過等に伴う劣化や摩耗を避けることができません。使用状況、使用地域、管理状況などに大きく影響を受けることから、効果的な整備手法や修理手法の一例として、次のものが挙げられます。^{※2}

- レンズ面の清掃・磨き・交換
- バルブの交換
- ヘッドライトユニットの交換、中古部品の活用
- ヘッドライトユニットを分解して修理するリペア業者を活用
- 汎用部品を使用してヘッドライトを増設

また、ロービームの光度及び向きが基準に適合するように、適切な調整もお願いいたします。

◎レベリング装置の位置を標準状態に戻してから調整開始！

◎照射光線は合格エリアの端部ではなく中央に合わせる！

※1：二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除きます。

※2：記載している整備手法や修理手法は一例であり、これらを実施したからといって必ずしも基準に適合するものではありません。

これらは適切な整備や修理が必要です！

整備や修理には費用がかかります。料金は自動車整備工場等にご確認ください。



レンズ面のくもり



内部リフレクタの劣化



光が拡散
してしまう

相性の悪いバルブに交換

年次検査事務取扱規程の制定について

法人タクシー事業者による交通サービスを補完するため、地域の自家用車や一般ドライバーを活用した有償運送事業（以下、「自家用車活用事業」という。）に供される自動車については、道路運送車両法に基づく検査に加え、直近の継続検査等の日から起算して11か月が経過する日から12か月が経過するまでの間に道路運送車両の保安基準（以下、「保安基準」という。）への適合性を確認する年次検査を受検することが求められております。また、年次検査の実施方法については、指定自動車整備工場の自動車検査員又は独立行政法人自動車技術総合機構の自動車検査官、検査対象軽自動車においては軽自動車検査協会の軽自動車検査員が継続検査と同じ方法により保安基準に適合するかどうか確認することとなっております。

今般、これを受け、自家用車活用事業に供される自動車の保安基準適合性の確認（年次検査）に関する必要な事項を独立行政法人自動車技術総合機構年次検査事務取扱規程（令和8年2月9日付け規程第34号）として新たに決めました。

- 独立行政法人自動車技術総合機構年次検査事務取扱規程（令和8年2月9日付規程第34号）

<https://www.naltec.go.jp/publication/regulation/hbh5ss0000002c0r-att/i5ss5000000047l.pdf>

- 年次検査に係るFAQはこちら

<https://www.naltec.go.jp/faq/hbh5ss0000000rkv-att/a1772089893847.pdf>

- 自家用車活用事業に関する情報はこちら（※国土交通省HP）

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr3_000051.html

不正改造車を排除する取り組みの実施結果（令和 7 年度）

〔 カスタムカーショーで 24 台の出展車両に注意喚起 〕
〔 自動車用品店で 63 件の自動車部品・カー用品に注意喚起 〕

独立行政法人自動車技術総合機構は、自動車ユーザーに誤解を与え、不正改造の認識のないまま保安基準不適合車両を運行するなどを未然に防止することを目的として、平成 18 年より、カスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動及び自動車用品店での自動車部品・カー用品の実態調査に取り組んでいます。

今般、令和 7 年度の取り組み結果をまとめましたので、お知らせします。

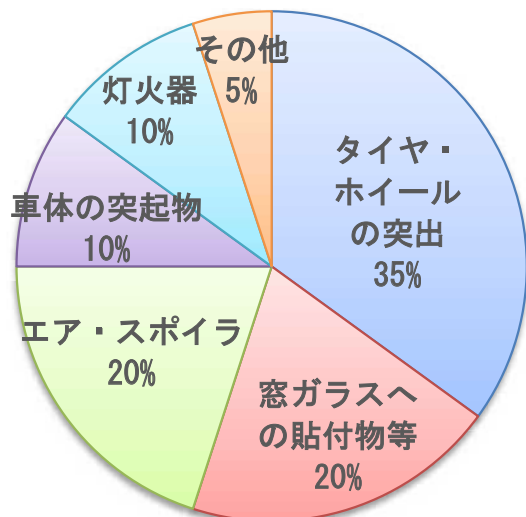
◇ カスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動

令和 7 年 7 月から令和 8 年 2 月に開催された 3 カ所のカスタムカーショー（オートメッセ in 愛知・東京オートサロン・大阪オートメッセ）において、保安基準に適合しない又は適合しないおそれがある状態の自動車（競技専用車両など）については、来場者に保安基準に関する誤解を与え、不正改造の認識がないまま保安基準不適合車を運行するなどの行為を増加させるため、「公道走行不可」等と見やすく表示してもらうよう出展者に対して啓発活動を実施しました。

啓発活動の結果

	出展車両数	基準不適合が 確認された車両数
合計	1,750 台	24 台、延べ 40 箇所

装置別の基準不適合箇所



不適合箇所の例（タイヤ・ホイールの突出）



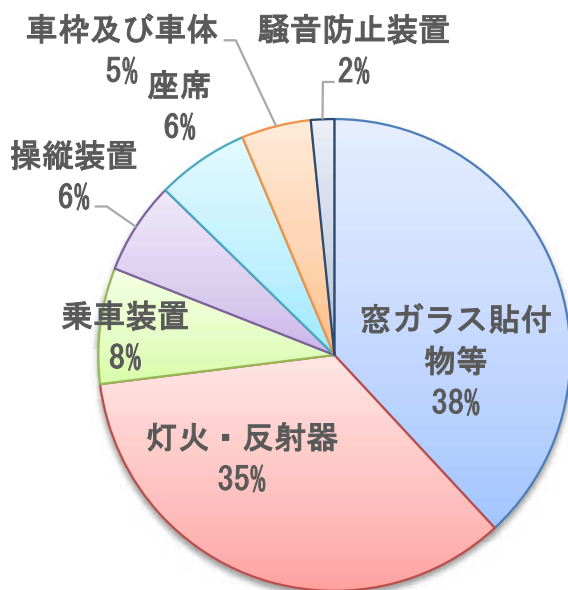
◇自動車用品店での自動車部品・カー用品の実態調査

令和7年6月から10月にかけて、(一社)自動車用品小売業協会(APARA)の協力を得て、全国各地のカー用品ショップの19店舗において、陳列されている自動車部品及びカー用品の基準適合性について調査を実施しました。

調査の結果、取付位置や取付方法によっては、保安基準に適合しなくなるおそれのある自動車部品・カー用品が63件(前年度66件)確認されたため、購入者への適切なアドバイスを行うよう、販売店舗へ注意喚起を行いました。

注意喚起を行った自動車部品・カー用品の種類は7種類あり、その中で「窓ガラス貼付物等」及び「灯火・反射器」で全体の7割以上を占めました。

保安基準に適合しなくなるおそれのある部品・用品の内訳



保安基準に適合しなくなるおそれの部品・用品の一例

部品・用品種別及び件数	具体的な内容
・窓ガラス貼付物等関係	前面ガラス、運転者席又は助手席のガラスに貼付するスマートフォンホルダー、ステッカー、ディスプレイオーディオなどが運転者の視野を妨げになるおそれがある
・灯火・反射器関係	カラーバルブなど装着する灯火器によっては基準に適合しないおそれがあり、また、点滅する灯火は基準に適合しないおそれがある

これらの啓発活動も開始から20年が経過し、カスタムカーショーの主催者・出展者や自動車ユーザーの方々の不正改造に対する理解も深まってきているところですが、自動車技術総合機構では、引き続き関係団体等と協力し、不正改造車の撲滅に向けて取り組んでまいります。

〈問い合わせ先〉

〒160-0003

東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話：03-5363-3441(代表)

FAX：03-5363-3347

自動車技術総合機構からのお知らせ

～秩序維持のための遵守事項について～

自動車機構の敷地等において、秩序を維持する観点から、受検者等の方は次の事項を遵守してください。

遵守しない場合は、必要に応じて、公務執行妨害行為や不退去罪等として警察へ通報するなどの、厳正な措置を行います。

- ① 検査担当者等に対し、暴力、暴言、脅迫、威迫、不当な要求等の行為をしないこと。
- ② 検査担当者等に対し、合格、説明及び検査の強要をしないこと。
- ③ 検査機器、検査設備等を損傷させ又は破壊しないこと。
- ④ 敷地等において、座り込み、立ちふさがり又は自動車並びに物品の放置その他の迷惑行為をしないこと。
- ⑤ 受検車両の運転者(1名に限る。)以外の者は、検査担当者等の許可なく検査コースに立ち入らないこと。
- ⑥ 敷地等において、検査担当者等の許可なく自動車を4km/hを超える速度で運行しないこと。
また、急発進や急停止をしないこと。
- ⑦ 検査担当者等の許可なく敷地等において、指示された経路以外で自動車を運行しないこと。
- ⑧ 検査担当者等の許可なく受検車両以外の自動車を検査コースに入場させないこと。
- ⑨ 敷地等において、自動車の整備等をしないこと。
- ⑩ 検査担当者の許可なく検査機器、検査設備等を使用しないこと。
- ⑪ 凶器、爆発物等の危険物(自動車の燃料タンク内にある燃料を除く。)、旗、のぼり、プラカード類を敷地等に持ち込まないこと。
- ⑫ 検査担当者の許可なく、拡声器等の放送設備を使用し、騒音を発しないこと。
- ⑬ 現車審査中の検査担当者又は事前書面審査の窓口担当者に対して、検査担当者等の許可なく、自身が現に受検又は届出している車両に関すること以外の内容について話しかけないこと。
- ⑭ 相談等について、検査担当者等から場所や日時などを指定された場合にはその指示に従うこと。
- ⑮ 他の受検車両の状態や他の受検者等の相談等に対し、干渉しないこと。
- ⑯ 検査担当者の許可なく審査中又は敷地等に所在している間は、携帯電話及び受検車両の検査に関係ない電子機器類は操作及び使用しないこと。
- ⑰ 審査中又は敷地等に所在している間は、喫煙しないこと。
- ⑱ 検査担当者の許可なく敷地・検査担当者等・検査機器・検査設備等の撮影、録画又は録音をしないこと。
また、敷地・検査担当者等・検査機器・検査設備等の画像、動画若しくは音声又は的確で厳正かつ公正な審査業務を行うことを妨げるような情報を、公衆に提供(譲渡、頒布、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)への投稿等の公衆送信を含むがこれに限らない。)しないこと。
- ⑲ 検査担当者等が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するために必要な事項について指示をした場合は従うこと。

- ⑳ その他、検査担当者等が的確で厳正かつ公正な審査業務を行うことを妨げるような行為又は敷地等の管理上の支障となる行為をしないこと。

自動車技術総合機構からのお知らせ

～検査実施のための遵守事項について～

自動車機構の敷地等において、的確で厳正かつ公正な検査を実施する観点から、受検者等の方は次の事項の遵守をお願いします。遵守しない場合は、審査を中断します。また、必要に応じて、警察へ通報するなどの厳正な措置を行うことがあります。

- ① 受検車両については次に掲げる状態とすること。
 - ア 泥、雪等の付着がなく、装置等の確認ができる状態
 - イ 汚れ等の付着がなく、車台番号及び原動機の型式の打刻等が確認できる状態
 - ウ 排気管にプローブが挿入できる状態
 - エ 荷台等に物品等が積載されていない状態
 - オ 座席、座席ベルト、非常信号用具及び消火器等が確認できる状態
 - カ 窓ガラスが取外されていない状態
 - キ 全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップを取外した状態
 - ク 灯火器等に装着されているカバー等を取外した状態
 - ケ 走行距離計は総走行距離(オドメータ)を表示した状態
 - コ エンジンルーム内の審査を行う際には、原動機を停止し、ボンネット(フード)を開け又はキャビンを上げて支持棒等により保持した状態
 - サ 窓ガラスの審査を行う際には、窓ガラスを閉じた状態
 - シ 寸法及び重量を計測する場合にあっては、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外した空車状態
 - ス 脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、必要本数のスタンションを装着した状態
 - セ 軽油を燃料とする自動車にあっては、アクセルペダルのストッパボルト又はアクセルワイヤの改造等により当該原動機の最高回転数を一時的に低下させていない状態
 - ソ 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車であって積載物の飛散を防止するための装置を装着している場合には、次に掲げる状態(審査事務規程 7-6-1(1)④に定める安定性の審査を除く。)。
 - (ア) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備えている場合には、固定させた状態
 - (イ) 積載物の飛散を防止するための装置が電力によって作動し、かつ、任意の位置で停止させることができる場合には、垂直位置又は垂直位置より荷台内側へ傾斜している位置で停止させた状態
 - (ウ) (ア)又は(イ)に該当しない積載物の飛散を防止するための装置にあっては、荷台内側方向に格納させた状態
 - タ OBD 検査対象車にあっては、当該自動車のデータリンクコネクタには何も取付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態
- ② 受検車両の検査コース又は審査場所について、検査担当者からの指示があった場合にはその指示に従うこと。
- ③ 受検中は自動車検査票を保持すること。
- ④ 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。
また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。
- ⑤ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止(ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車にあっては整備モードへの移行等によるアイドリング状態の維持を含む。)を行うこと。
- ⑥ 排気管に一酸化炭素・炭化水素測定器のプローブを入れたまま、原動機の始動又は原動機回転数の上昇を行わないこと。

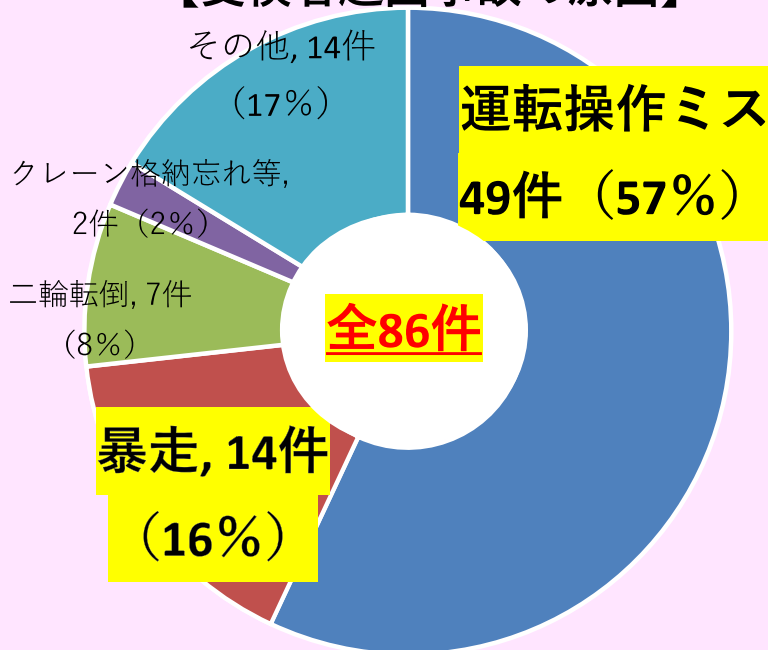
- ⑦ 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。
- ⑧ 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。
- ⑨ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者の指示に応じテスト等への乗り入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。
- ⑩ 記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。
- ⑪ 検査コースでの審査が終了又は中断したときは、個別の審査結果にかかわらず、その都度、総合判定室に立ち寄ること。
また、総合判定を受けたあとは自動車検査票を運輸支局等の窓口提出すること。
- ⑫ 検査担当者がエア・クリーナのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。
- ⑬ 3次元測定・画像取得装置を使用して画像の撮影及び諸元測定を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。
- ⑭ 検査担当者からの指示により、牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。
- ⑮ ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の場合、排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。
- ⑯ トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等の装置を装着している場合、検査コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。
- ⑰ 検査担当者がデータリンクコネクタ附近のカバー類の取外しを指示した場合は、当該カバー類を取外すこと。

受検者の皆様へ

運転操作ミスや暴走による 事故の防止に ご協力をお願いします！！

令和7年度、車検場検査コース内での「運転操作ミス」や「暴走」など、受検者の方に起因する事故が86件発生しました。

【受検者起因事故の原因】



「運転操作ミス」とは…

- ・下回りピット開口部への脱輪
- ・コース左右へ寄り過ぎ
- ・テスト等への接触・衝突
- ・後退時の後方確認不足 など

「暴走」とは…

- ・ペダルの踏み間違い
- ・DレンジやRレンジのまま降車 など

「運転操作ミス」が受検者起因事故の半数以上を占めています。テストへの乗り入れ前に車両がコース中央にあるか確認し、慎重に運転してください。

また、「暴走」による事故の被害は甚大※になる傾向があり、破損した検査機器の修理費用をご負担いただくこととなります。
※ヘッドライトテストの場合1千万円超

慣れた車検場でも油断せず慎重な運転操作を！
降車時は「ギア位置」、「駐車ブレーキ」の確認を！

<運転者の操作ミスによる事故事例>

検査コースへ後退して入場しようとしたところ外壁及びシャッターへ衝突。
(事故発生原因)外壁等と車両の距離を確認していなかった。

【受検者負担】外壁、シャッター修繕費用

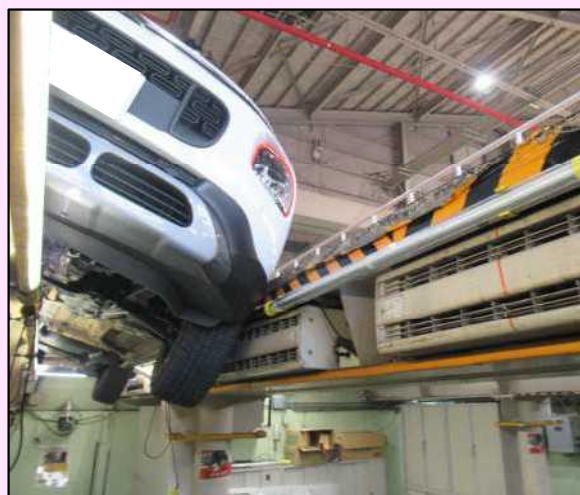
シャッターレール損傷



下回りピットを通過しようとしたところ、左側車輪が前後ともに脱輪。
(事故発生原因)右側に寄っていたにもかかわらず、確認せず前進した。



進入時点で右寄り



ヘッドライト検査中にも関わらず前進し、ヘッドライトテストへ衝突した。
(事故発生原因)窓から乗り出して床のラインだけを見ており、前方を見ていなかった。

【受検者負担】ヘッドライトテスト修理費用



テストが変形

レールから逸脱

<暴走による事故事例>

スピード申告スイッチを取ろうとDレンジのまま降車し、車両が発進。
無人のまま暴走し、コース前方の車両に衝突。

(事故発生原因)Dレンジのまま降車したことによる車両暴走。

【受検者負担】車両修理費用



進入時にブレーキとアクセルを踏み間違え、コース前方の車両に衝突。
(事故発生原因)ペダル踏み間違いによる車両暴走。

【受検者負担】車両修理費用



衝突後の状態

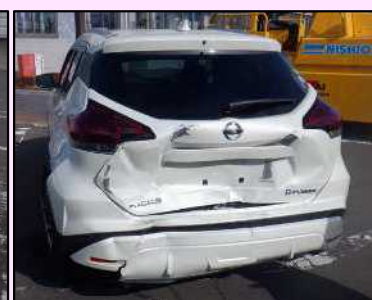


前進時にブレーキとアクセルを踏み間違え、コース前方の車両に衝突。
(事故発生原因)ペダル踏み間違いによる車両暴走。

【受検者負担】車両修理費用



衝突後の状態



マフラーから白煙(衝突後もアクセルを踏んでいる)

重大人身事故発生!!



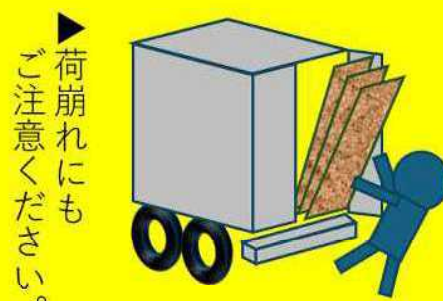
①荷台寸法測定のため
荷台後面扉のロックを解除
して開けていったところ、
扉の重量が作業者に急激に
かかっていった。

扉の重量は、
大人4人で
ようやく
持ち上がる程度

②作業者は、後面扉の重さ
を支え切れず、地面との
間に挟まれ重傷を負った。



【原因】
開閉補助のためのバネが取り
付けられていなかった。



重量のある上下開き式の扉については、**事前に安全な開閉を確認**
してから受検されるようお願いいたします！

荷箱内に**荷物、仕切り板がないかの事前確認**もお願いいたします！

検査場内での事故防止にご協力をお願いします！

令和7年度上半期 事故原因ランキング

第1位 運転操作ミス 18件



- ▲ 一旦停止後、前方を見ずに前進しヘッドライトテストに衝突



- ▲ 左側に寄り過ぎた状態で進入しテスト侵入防止柵に衝突

第2位 暴走(ギア位置誤り・ペダル踏み間違い等) 9件



- ▲ ヘッドライト検査時にギアが「D」に入っていたため暴走しテストに衝突



- ▲ ギア「R」でペダルを踏み間違い、約10m暴走し後続車に衝突



第3位 二輪転倒 3件

テストの表示どおりに操作をお願いします！



- ◀ 前ブレーキ検査時に後ブレーキを同時に掛けなかったためバランスを崩し転倒

- キックでのエンジン始動時 ▶ バランスを崩し転倒



慌てず確実な作業をお願いします！

衝突事故多発！

Dレンジのまま降車



降車時は



を徹底しましょう！

ペダル踏み間違い



検査場内では、**慌てず・ゆっくり・慎重に操作**
しましょう！

Hテスト衝突事故 にご注意ください！



測定時は必ず



測定中の空ぶかし原則禁止

ヘッドライトテストの修理代1000万円超を
ご負担いただくケースもあります！

検査場内で適用される保険への加入も

ご確認ください！

ご注意
ください

保険金額は不足していませんか？

使用者加入の自動車保険は適用されますか？

ギア位置誤りに注意



暴走事故が多発しています！



シートベルト差しっぱなしでの
降車もやめましょう！
安全機能（降車時の自動パー
キングやエンジン自動停止）が
作動しなくなる場合があります。